

計画等の案の概要

<p>名称</p>	<p>第 2 次伊豆の国市環境基本計画</p>
<p>担当課</p>	<p>環境政策課</p>
<p>1 趣旨</p> <p>「伊豆の国市環境基本条例」が 2013（平成 25）年 4 月に施行され、同条例に基づき、2014（平成 26）年 4 月に「第 1 次伊豆の国市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像「全員参加で未来に伝える 美しい自然に恵まれた 快適な空間のまち 伊豆の国市」の実現に向けて環境施策を総合的かつ計画的に進めてきました。</p> <p>このたび、第 1 次計画の期間満了に伴い、近年の社会情勢や環境の変化に対応した新たな「第 2 次伊豆の国市環境基本計画」を策定するものです。</p>	
<p>2 骨子</p> <p>「第 2 次伊豆の国市環境基本計画」では、「第 2 次伊豆の国市総合計画」に掲げられている施策を環境面から推進するため、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の 3 つの社会づくり、これらの 3 つの社会の安全が確保される生活環境の確保、環境教育など統合的な取組みの推進を図ります。</p> <p>さらに、地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減を図る緩和策としての「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び、既に進行している気候変動の影響による被害の回避・軽減を図る適応策としての「気候変動適応計画」を含有する計画としています。</p>	